

伊那中央行政組合建設工事等入札制度合理化対策要綱

平成 29 年 1 月 31 日

告示第 1 号

伊那中央行政組合建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成 10 年伊那中央行政組合告示第 10 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際し、建設工事の公共性及び特殊性に鑑み、業者の信用、技術、施行能力等を重視して、公正自由な競争を図る必要があるため、建設工事の入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

（合理化対策）

第 2 条 資格基準、入札参加願、適格審査その他の合理化対策については、伊那市建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成 18 年伊那市告示第 138 号）に基づく同市の合理化対策の例による。

2 前項の規定にかかわらず、伊那中央行政組合を組織する関係市町村において入札参加資格者名簿に登録されている者は、伊那中央行政組合入札参加資格者名簿に登録されているものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊那中央行政組合建設工事等入札制度合理化対策要綱の規定は、平成 29 年度の競争入札から適用し、平成 28 年度の競争入札に関しては、なお従前の例による。